

臨床ウイルス学会 利益相反に関する基本方針

1. はじめに

学術団体は研究の公正・公平性の維持、学会発表、論文発表での透明性、社会的信頼性を保持し、産学連携による研究活動により派生する個人の利益が特定企業との利益と相反する状態が発生する。こうした状態を適切に対処することが産学連携研究活動を推進するために必要となる。

2. 目的

臨床ウイルス学会に所属する学会員が研究成果の発表、研究活動の中立性・公正性を維持し、安心して研究を推進する環境を維持するために利益相反の自己申告の指針を示す。

3. 対象となる者（学会が主催する学術集会での発表、学会誌「臨床とウイルス」での発表に関して）

- 3-1. 学会において共同演者を含めた演題発表者
- 3-2. 臨床とウイルスへの共同演者を含めた投稿者
- 3-3. 上記の対象者に加えて配偶者、一親等の親族、

4. 申告すべき事項

対象者は以下の事項で、適応細則で定める基準を超える場合には開示公開する。

- 4-1. 企業、営利を目的とする団体の職務を兼任
- 4-2. 企業の株の保持
- 4-3. 企業、営利を目的とする団体からの特許権使用料
- 4-4. 企業等の会議での発表や、講演会等の講演料、パンフレット等に対する原稿料
- 4-5. 企業等が提供する共同研究、受託研究費、奨学寄附金
- 4-6. 企業からの寄付講座 寄付

5. 実施方法

研究成果の発表に際し利益相反状態を発表時に所定の書式で適切に開示する。論文発表に際しても同様に対処する。

